

施設型給付施設利用負担金積算方法について

以下の順序で、施設型給付施設利用負担金が決められます。

- 1 入所児童と同一世帯に属して生計を一にしている父母、及びそれ以外の家計の主宰者の市町村民税所得割税額等(調整控除以外の住宅借入金等特別控除・配当控除・外国税額控除・耐震改修特別控除等、税額控除をする前の額)により「施設型給付施設利用負担金基準表」の定義に該当する階層に決定します。

なお、年度内の利用負担金については、4月分～8月分の利用負担金は、前年度の市町村民税所得割税額を積算対象とし、9月分～3月分については、現年度の市町村民税所得割税額を積算対象として「施設型給付施設利用負担金基準表」の定義に該当する階層に決定します。

- 2 入所児童の属する世帯が次に掲げる世帯の場合で、下記の表に掲げる階層に認定された場合は1にかかわらず、それぞれ下の表に掲げる施設型給付施設利用負担金額とします。

- ① 「母子世帯等」…母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)に規定する配偶者のない女子又は男子で現に児童を養育しているものの世帯
- ② 「在宅障がい児(者)のいる世帯」…次に掲げる児(者)を有する世帯をいいます。
 - ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者
 - イ 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号)に定める療育手帳の交付を受けた者
 - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
 - エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法(昭和34年法律第141号)に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者
- ③ 「その他の世帯」…保護者の申請に基づき、生活保護法(昭和25年法律第144号)に定める要保護者等特に困窮していると市長が認めた世帯

階層区分	施設型給付施設利用負担金額
B階層	円 0
C1階層	2,100

- 3 同一世帯において満3歳から小学校3年生までの範囲にある2人以上の子どもが、保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設通園部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童デイサービスを利用又は小学校に通学している場合、2人目以降の児童について施設型給付施設利用負担金額基準の額を次のとおりとします。(10円未満切捨て)

・最年長の子どもから順に
2人目の場合 — 基準額の2分の1

・最年長の子どもから順に
3人目以降の場合 — 無料

ただし、市町村民税非課税世帯で生計を一にする支給認定保護者に監護される者、支給認定保護者に監護されていた者及び支給認定保護者又はその配偶者の直系卑属(以下「多子計算対象者」という。)がいる場合は、保育施設等利用負担額基準の額を次のとおりとします。(10円未満切捨て)

2人目以降の場合 — 無料

市町村民税所得割の額が、77,101円未満の世帯の施設型給付施設利用負担金の額を次のとおりとします。(10円未満切捨て)

・特定教育施設を利用している児童が多子計算対象者の年齢の高い方から
2人目の場合 — 基準額の2分の1

・特定教育施設を利用している児童が多子計算対象者の年齢の高い方から
3人目以降の場合 — 無料

また、備考2に掲げる世帯で、市町村民税所得割の額が、77,101円未満の世帯の施設型給付施設利用負担金の額を次のとおりとします。(10円未満切捨て)

・特定教育施設を利用している児童が多子計算対象者の年齢の高い方から
2人目以降の場合 — 無料